オンライン診療の実施にかかる診療計画書

【オンライン診療実施にかかる基本的な考え方】

- ・原則として、初診は病院での対面診療を行います。
- ・オンライン診療は、触診等を行うことができない等の理由により、得られる情報が限られています。 そのため初診以後であっても同一の医師による対面診療を適切に組み合わせて行うことが求められます。
- ・オンライン診療を実施する都度医師がその実施の可否を判断し、オンライン診療による診察が適切でない場合には速やかにオンライン診療を中断し、対面による診察に切り替えることが求められます。
- ・オンライン診療は患者様がその利点及び生ずるおそれのある不利益等について理解した上で その実施を求める場合に実施されるべきものであり、医師側の都合では行いません。

【診療計画】

| 【診療計画】 | |
|---|---|
| 患者氏名: | |
| 主治医: 佐藤 篤司 | |
| オンライン診療で行う | 疾病名:COVID-19 |
| 診療内容 | 治療内容:検査、診断 |
| 診療時間に関する項目 | 外来診察時や各種予約システム等を用いて、事前に予約を行う |
| 使用機器・使用料金 | 使用機器:スマートフォン・パソコン・タブレット端末等の情報通信機器 使用料金:保険診療料 |
| オンライン診療を 行わないと判断する条件 | ・患者の心身の状態について、必要な情報が十分に得られていないと医師が判断した場合 ・体調が不安定で、対面診療の必要性が認められた場合 ・情報通信環境の障害等によりオンライン診療を行うことが出来ない場合 |
| 患者による情報伝達の協力 | オンライン診療の実施に際し、患者は診察に対し積極的に協力し自身の心身 に関する情報を医師に伝達する必要がある。 |
| 急病急変時の対応 | 当院で対応できない場合には、然るべき医療機関に紹介する |
| 複数の医師がオンライン 診療を実施する予定 | 有り |
| 情報漏洩等の リスクを踏まえて セキュリティに関する 責任分解点等の明示 | □想定されるセキュリティリスク 医療機関・オンラインシステム提供事情者に対するサイバー攻撃等による患者の 個人情報の漏洩・改ざん等 □医療機関及びオンライン診療システム提供事業者に課される事項 オンライン診療の適切な実施に関する指針に定める情報セキュリティに関する ルールを厳守したシステムを構築し、常にその状態を保つこと □医師に課される事項 ・セキュリティリスクを十分に勘案した上でオンライン診療システムまたは 汎用サービスを選択すること ・患者及び医師がシステムを利用する際の権利、義務、リスク等を明示し、かつ、 情報漏洩等のセキュリティリスク、医師・患者双方のセキュリティ対策の内容、 患者への影響等について、平易に説明できるオンライン診療システム提供事業者を |
| オンライン診療の映像や 音声等の保存 | 選択すること 行いません |

上記項目をよくご確認いただき、オンライン診療の実施に同意いただける方は 別紙の同意書をご確認のうえ、ご予約ください。